

補助金等取扱基準

補助金等の名称	1歳児保育支援事業補助金
補助事業等の標目	1歳児の保育に対する需要に対応するため、保育所等が県の定める最低基準を超えて行う保育士の配置を支援し、もって児童の処遇向上と1歳児の受入れの拡大を図る。
補助事業等の対象者	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により私立保育所を設置している社会福祉法人及び同法第34条の15第2項の規定により事業所内保育事業を行う者であって、子育て支援総合助成金交付事業実施要綱（平成27年11月17日27こ家第484号長野県県民文化部長通知）に定める事業内容及び留意事項等の要件を満たすもの
補助対象経費	1歳児保育支援事業に必要な経費とする。
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	子育て支援総合助成金交付要綱（平成27年11月17日27こ家第484号長野県県民文化部長通知）に定める基準額とする。 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 県の補助を受けて実施する補助のため
補助事業等の評価	1歳児保育支援事業補助金所要額調書、1歳児保育支援事業補助金清算額調書、1歳児保育支援事業実績報告書により内容を審査の上、担当部署により効果を評価する。
補助事業等の開始時期	—
補助事業等の終了時期	【終了時期が3年を超える場合の理由】 県及び市がそれぞれの負担割合で補助金を交付する県の事業であり、同事業が終了するまで継続する必要があるため
情報の公表の方法等	補助事業者、補助事業の内容、補助金交付金額、評価内容を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	1 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 1歳児保育支援事業補助金所要額調書 (2) 1歳児保育支援事業計画書 2 補助金の交付を受けた者は、補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 1歳児保育支援事業補助金精算額調書 (2) 1歳児保育支援事業実績報告書 諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担当部署	諏訪市 健康福祉部 こども課 保育係

平成25年 4月 1日 一部改正

平成28年 3月16日 一部改正（平成28年 4月 1日 施行）

平成29年 3月15日 一部改正（平成29年 4月 1日 施行）